

令和2年3月23日

託送供給約款以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、日本瓦斯株式会社（法人番号9010001061924）、本庄ガス株式会社（法人番号2030001060385）、東彩ガス株式会社（法人番号8030001051263）、新日本瓦斯株式会社（法人番号2030001062019）、幸手都市ガス株式会社（法人番号7030001031423）、松栄ガス株式会社（法人番号2030001071044）、東日本ガス株式会社（法人番号6040001066700）及び京和ガス株式会社（法人番号9040001038011）による託送供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みま

す。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20200323 関 東 第 33 号
令 和 2 年 3 月 2 3 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年3月23日付け20200323 関東第5号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。